個人番号の利用目的について

お客さま各位

岩手県盛岡市中央通１丁目２番３号
株式会社　岩手銀行

株式会社岩手銀行は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成２５年５月３１日法律第２７号、以下「番号法」といいます。）、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和３年５月１９日法律第３８号、以下「口座登録法」といいます。）、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（令和３年５月１９日法律第３９号、以下「口座管理法」といいます。）に基づき、お客さまの個人番号を、下記利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

記

１．金融商品取引に関する法定書類作成・届出事務
２．金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
３．非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
４．教育資金管理契約に関する法定書類作成事務
５．国外送金等取引に関する法定書類作成事務
６．生命保険契約等に関する法定書類作成事務
７．損害保険契約等に関する法定書類作成事務
８．信託取引に関する法定書類作成事務
９．金地金等取引に関する法定書類作成事務
10．上記のほか所得税法等の法令に基づく法定書類作成事務
11．預金口座付番に関する事務
12．災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
13．本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務
14．公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務

以　上